

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成24年度第21回（定例会）

議長 城間 勝

署名人 喜久里 美也子
委員長

開催日時 平成25年2月4日（月）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時10分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 城間勝委員長、金城眞徳委員、喜久里美也子委員、城間幹子教育長

議事日程

1. 報 告 市長の専決処分（台風時における物損事故）の議会報告について（施設課）

2. 報 告 教育長が臨時代理したことについて（総務課）

（以下非公開）

3. 議案第35号 那覇市玉陵及び識名園条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について（文化財課）

4. （当日追加）議案第36号 那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例案に対する意見について

（総務課）

5. 議案第34号 那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

（学校教育課）

6. （当日追加）報告 専決処分（車両事故）の報告について（学務課）

出席職員

【生涯学習部】新城和範部長、屋良朝秀副部長

（総務課）伊良皆宜俣課長、伊禮弘匡副参事、根間秀夫副参事、平良真哉主査、仲宗根司主査

（施設課）宮城鶴夫課長、諸見里真秀主査、真境名元作主査

（文化財課）古塚達朗課長、吉峯なおみ主幹

【学校教育部】喜瀬乗英部長、宮内勇人副部長

（学校教育課）小林貞浩課長、山内健副参事、饒平名るみ子主査

（小中一貫教育推進室）森田浩次室長、上原曜一主査

（学務課）親川修主幹、平良美夏主査

会議録作成 （総務課）仲間稔主査

- 城間委員長 本日は添石委員が体調不良のため欠席となりますが、在任委員の過半数が出席しているため会議は成立しますので、ただいまから平成24年度第21回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は喜久里委員にお願いいたします。それでは報告「市長の専決処分（台風時における物損事故）の議会報告について」説明をお願いします。
- 新城部長 報告理由説明
- 宮城課長 資料説明
- 城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。
- 金城委員 トタンが飛散したということですが、今回の17号の台風では、地域においてシャッターが道路へ飛んでいくのを目の当たりにしましたので、頑丈に補強するようお願いしたいと思います。
- 宮城課長 トタンの止め方については通常施工している形で行っていますが、やはり台風で想定を超えた場合も考えられるため、その後に私たちが点検した部分についてはネジの緩みなどはないということで調査をしていますが、来年のプール開きまでには補強すべき所については、おっしゃるように補強していきたいと考えています。
- 城間委員長 安全には十分留意していただきたいと思います。事が起こってからでは大変ですから、よろしくお願いしたいと思います。
- 喜久里委員 人に当たらなかったことが幸いだったと思いますが、今回のようなことは他の学校においてもありますか。
- 宮城課長 プールの日除けを付けている学校は13校ありますが、その他の学校について幸い被害はありませんでした。
- 城間委員長 他ございますか。それでは報告「市長の専決処分（台風時における物損事故）の議会報告について」了承してよろしいですか。
- 全 員 異議なし
- 城間委員長 報告については了承します。続きまして、報告「教育長が臨時代理したことについて」説明をお願いします。
- 新城部長 報告理由説明
- 伊良皆課長 資料説明
- 城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。特にないようですので、報告「教育長が臨時代理したことについて」は了承してよろしいですか。
- 全 員 異議なし
- 城間委員長 報告については了承します。残り4件の案件については会議を非公開とすることが適当と思われます。議案第35号「那覇市玉陵及び識名園条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」、議案第36号「那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例案に対する意見について」及び議案第34号「那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について」の3件に関しては、議会への提案前の案件のため、「地方教育行政の組織及び運営

に関する法律第13条第6項」を適用し、非公開とすることが適当であると思われます。なお、会議については非公開で行いますが、この会議の会議録については、平成25年2月那覇市議会定例会へ議案を提出後に公開することとしたいと思いますが、その可否について委員の議決を図りたいと思います。非公開としてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

城間委員長 報告「専決処分（車両事故）の報告について」に関しては、個人に関する情報が含まれるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項」を適用し、非公開とすることが適当であると思われますので、その可否について委員の議決を図りたいと思います。非公開としてよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議決により残り4件の案件については非公開としますので、関係者以外は退席をお願いします。それでは議案第35号「那覇市玉陵及び識名園条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」説明をお願いします。

新城部長 提案理由説明

古塚課長 資料説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

金城委員 文化財課が市長部局に移管されるということですが、仕事はそのまま教育委員会で執行するということになるのでしょうか。

伊禮副参事 文化財課の業務移管については、6ページにありますとおり、現行は教育委員会の文化財課で行っている仕事を市民文化部の職員に補助執行します。補助執行というのは、例えば通知を出す場合の名称としては教育委員会名で出しますが、実際の事務を市民文化部の方で行うという部分が補助執行です。その事務としては、文化財の保護に関すること。世界遺産に関すること。芸術文化に関すること。それと文化財調査審議会に関すること。この4件については補助執行を予定しています。今回の条例案で提案しています市長の権限に関する事務としては、埋蔵文化財の発掘調査の施工に関すること。指定文化財及び関連財産の維持管理に関すること。文化財関係団体の育成及び指導助言に関すること。そして今回挙げています、玉陵、識名園の管理に関することについては市長部局の方に移管する予定になっています。

金城委員 中核市移行するための機構改革ですか。

伊禮副参事 いいえ、中核市とは直接関係なく、文化行政の一元化ということで3、4年ほど前から議論してきた部分です。その中で、壺屋焼物博物館については平成21年度から移管していますが、今回の文化財課については、市の文化行政を市民文化部1箇所で一括して行うということです。

城間委員長 他ございますか。それでは議案第35号「那覇市玉陵及び識名園条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議案第35号については議決確定します。続きまして、当日追加されました議案第36号「那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例案に対する意見について」説明をお願いします。

新城部長 提案理由説明

伊良皆課長 資料説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

金城委員 教育委員会管轄での指定管理者というのは現在どの施設が行われていますか。

伊良皆課長 現在、教育委員会においては、那覇市民体育館、石嶺プール、満湖公園市民庭球場。それから那覇市奥武山体育施設の沖縄セルラースタジアム那覇と沖縄セルラーパーク那覇。それと青少年施設であります森の家みんな。この3件が指定管理として導入しているところです。

金城委員 若狭公民館と繁多川公民館は指定管理者ではないのですか。

伊禮副参事 公民館については、現在一部業務委託という形です。給食センターの調理業務も業務委託という形で、指定管理ではありません。

金城委員 この問題については、こういった法律がないということは大変だったかもしれませんが。何のトラブルもなく、いま指定管理者が運営しているからいいようなものの、これが途中で何らかの形でできなくなったり、投げ出して空白状態になったら大変なことになっていたと思います。

伊禮副参事 今回の条例制定の趣旨としても、那覇市ではなく、沖縄県の方で「ているる」が議会の指定管理者の承認が得られなく、県の方で直営にしたという実態がありました。那覇市の指定管理についても個々の条例で手続き等を行っていますが、指定されないという場合の前提が規定されてないものですから、今回、本格的に条例を制定して、議会の同意が得られない場合に直営でやらないといけませんから、そういった部分を含めて新たに制定するということです。

城間委員長 他ございますか。それでは議案第36号「那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例案に対する意見について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議案第36号については議決確定します。続きまして、議案第34号「那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について」説明をお願いします。

喜瀬部長 提案理由説明

小林課長 資料説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

金城委員 結核の対策委員会が廃止されてなくなるということですが、そんなに深刻ではないということですか。

山内副参事 まず流れを説明します。学校で健康診断します。その時に問診票を通して、例えば「海外に行ったことはあるか」、「家族でそういう罹患者がいますか」という問診票を

通して学校から可能性のある子ども達が挙がってきます。それを結核委員会へ諮って、最終的に精密検査を受けた方がいいということで判断しています。平成24年度に関しては、学校から結核対策委員会に挙がってきた児童生徒は20名です。結核対策委員会で検討して精密検査が必要とされた児童生徒は15名でした。それでツベリクリン反応やレントゲンなどの精密検査を受けて、再度、検査が必要と言われた子どもはゼロでした。ここ数年間、再度検査が必要といわれた児童生徒は、那覇市の場合はいません。

金城委員 ツベリクリン反応やレントゲンなどの検査を受けずに、自己申告の間診表だけで大丈夫ですか。

饒平名主査 現在、小学校1年生以下に関しては、全員予防接種することになっています。その予防接種を受けていないというのは、外国で生活をしていた方がほとんどです。そのため、精密検査が必要と判断されるのは大体外国で2、3年以上いた方ということになります。あと、家族に結核の方がいる場合がありますが、家族に関しては接触で結核がうつる可能性も高いということで、ご家族にいた時点で同居家族はほとんど保健所の方で精密検査は終わっている状態になります。家族にいるという方がいた場合は、保健所でデータがいただけます。「あの子はお薬を飲んでいます」とか、「検査して大丈夫でした」というデータがいただけるので、学校の方から挙がってくるのは年間20人弱ということです。結核の精密検査を受けて、結核の疑いがあるという子どもが出たということはここ数年ないということで、若干、簡素化していった方がいいのではないかと状況にきています。

金城委員 対策委員会があるということはそんなに負担になるのですか。

城間委員長 法改正に伴う廃止ということですよ。

山内副参事 法改正もありますが、こういう専門の委員会を設置しなくても、教育委員会の判断で検査を行うことができることになったことと、次年度から那覇市の保健所ができますので、連携がしやすく、何かあったらこちらの方から相談して連携がとれ、助言を受けることができるためです。

金城委員 肺結核というのはそんなに少ないのですか。

小林課長 私もここ数年、結核対策委員会の方に参加していますが、いま担当から説明があるように海外で過ごしていたというようなケースが挙がってくるのがほとんどです。そして精密検査をした結果もゼロという状況がここ数年続いています。今後とも那覇市で設置される保健所とも緊密な連携をとりながら、この病気については必要に応じて対策をしっかりとっていくということだと思っています。

城間教育長 いま話しがあったように、この委員会がないから心配ということではなく、組織として整備をして、かえって身近に感じてうまくいくというような状況だと思います。結核そのものは深刻な病気ですが、いまのところは身近に深刻な状況はないということです。体制は、いまの説明のとおりを整えているということでご理解いただきたいと思っています。

城間委員長 他ございますか。それでは議案第34号「那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議案第34号については議決確定します。

城間委員長 非公開を解きます。報告「専決処分（車両事故）の報告について」については了承します。以上をもちまして、平成24年度第21回教育委員会会議定例会を終了します。